4　信濃川水系土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5・6　（略）

7　施設監視専門官は、第一項の事業によって造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8～12　（略）

（木曽川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十五条　（略）

2・3　（略）

4　木曽川水系土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに管理調整官、企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5～7　（略）

8　施設監視専門官は、第一項の事業によって造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9～11　（略）

12　耐震対策専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項のうち耐震対策に関するものについての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

13～16　（略）

（南近畿土地改良調査管理事務所）

第二百七十八条　（略）

2・3　（略）

4　南近畿土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、保全整備専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査計画課
保全計画課
保全整備課
管理課

4　信濃川水系土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5・6　（略）

（新設）

7～11　（略）

（木曽川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十五条　（略）

2・3　（略）

4　木曽川水系土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに管理調整官、企画情報管理官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5～7　（略）

（新設）

8～10　（略）

（新設）

11～14　（略）

（南近畿土地改良調査管理事務所）

第二百七十八条　（略）

2・3　（略）

4　南近畿土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、保全整備専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査計画課
保全計画課
保全整備課
管理課